規則

埼 玉 財 務 規 \mathcal{O} _ を改正 す る規 則 を ここに 公布 す る

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十三号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

玉 一県財務 規 則 ~昭 和三十 九 年 埼 玉県規 則 第 + 八 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} う に 改 正 す

る。

局長、 第二条第二号 人財 政 策 「局長」 中 改 革政 に 改 策局 8 る。 長 地 域 政 策 局 長 を 政 策 財 務 局 長、 地 域 経

する。 第一 第三条の 項」 を 第一 「前 項中 項」 に \neg 改 \otimes 副 研 同項を 究 所 長 同 を 条第二項と 削 り 同 条第 同 条第 項 を 兀 削 項 り、 を 同 同 条第三 条 第 項 項 中

百四条 \mathcal{O} 兀 第 ___ 項 に 次 \mathcal{O} た だ L 書 「 を 加 え る。

ただし 知 事 が 当 該 単 価 契約 0) 手続を要しな 11 と認 め る ŧ 0) に あ 0 て は \mathcal{O}

限りでない。

を

加える 百二十条 \mathcal{O} 六 中 担 保」 \mathcal{O} 下 に 又 は 電 磁的 記録で 作 成 さ れ た保管有 価 証 券

品 に 記録され \mathcal{O} 第 管理を行う 百七十六 7 条第二 V ため る \mathcal{O} に 項 電子情報 改 中 8 「電磁 る 処 的 理組織を 記録で作 成 11 う。第百八十六条第二項 さ れ て VI る」を「物品管理 E お シ 11 ス て テ (同じ。) Δ

第百七十七条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第 百八十六条第二項中 \neg (物品 \mathcal{O} 管理を行うため \mathcal{O} 電子 情 報 処 理 組 織 を V

及び「その他会計管理者が定める場合」を削る。

第百八十九条第二項第一号を次のように改める。

第百 七 十七条各号に掲げる物品(知事が特に必要と認 める Ł \mathcal{O} を

百 九条第二項 中第二号を削 ŋ 第三号を第二号とする。

長が 第二百 危機 高校 あら 及 管理防 び情報 九 教 カュ 育 条第一項の \otimes シ 指 導 災部危機管理課 ステム 定す 課 る職員」 表企画財政部企画総務課 課」 別 支援教育 を加え、 を \mathcal{O} 項 同 課、 中 同 「課長があらかじめ指定する主幹」及び 表県民生活部県政情報セ に 小 改め 中 · 学 校 の項中 人 同表教育局福利課 事 課 「企画財政 義務教育指 ン 部 タ 企 県立学校 導課及 画総務課 \mathcal{O} 項を削 び 人事 「課 り、 \mathcal{O}

び

熊

谷

保

健

所

 \mathcal{O}

項

 \mathcal{O}

次に

次

 \mathcal{O}

よう

E

加

える。

項

教育局

福

利

課

を

「教育」

局

財

務課、

福

利

課

に

改

 \otimes

同

表

に限る。)		
談所を本務とする職員		
する職員(草加児童相	とする副所長	
所長があらかじめ指定	草加児童相談所を本務	
を除く。)		
談所を本務とする職員		
する職員(草加児童相	所長を除く。)	
所長があらかじめ指定	副所長(兼務である副	草加保健所

大滝 同 を あ に め指定する職員」 表県立 「所長が 5 第 げん 二百 か 副 じ 所 きプラザ さきたま史跡 \otimes 長 九 あら 指定す 又は 条 第 カュ じ に \mathcal{O} る を 項 改め \otimes 項 副 加 \mathcal{O} 指定する担 中 所 え の博物館、 表 長 産 又は 業技 同 同 県 立 項の 表 担 農 術 当部長」 業技術 近代美術 当部長」 次に次のように加える。 県立近代 総 合 セ 研 ン に改 2美術館 館」 に 究 タ 改 セ め、 め ン を \mathcal{O} 削り、 支所 タ 同表県立 同表水産研 県 立 \mathcal{O} \mathcal{O} 加須げ 項 中 項 同 中 | 久喜図 欄 欄 究所 中 中 を λ きプラ 「所長があら 書館 \mathcal{O} 同 指 項 定 中 \bigcirc がガ及 を す 項を削 る 「所 中 び かじ 県立 長 \mathcal{O} り、 同 が 下

県立近代美術館	
教育主幹	
同	

産 び ₹, 振 セ 第二百 興 ン \mathcal{O} タ 課 下 及 に \mathcal{O} 九 条第二 項 び 並 (総 中 森 び 務 づ 総務 に 部文書課並 項 都 n \mathcal{O} 市 部 表埼玉 文書課並 整備 \mathcal{O} 項 県 部 び \mathcal{O} 次 市 に 行 街 農林 に \mathcal{U} 政 に 次 地 組 \mathcal{O} 整 部 織 よう 備 を 畜産 規 課 則 総務部 第三条 安全課、 に を 加 える。 加 文書課 え、 か 生 5 産 第五条ま 同 振興 表 _ 農 課及 林 に 部 改 で 畜 \otimes び に 産 森 規 安全 定 づ < 森 す 課 り づ る 課 < 課 生 n を 及

都 市 整 備 部 市 街 地 整 備

同

室、 境 び え、 局総務課及び 総務課及 交通指 ĴΠ 二百 越 公 同 表 遠 隊、 九 セ 導課 別 事 警察 び 条 務 第二 支援学校、 タ 市 所 _ を 本部交通指導課 警察部総務課及 教育政策 に改 項 加 総合 高等 え、 \mathcal{O} 8 表 看 教育 課 教育 大宮北特 同表教育局 ·護学院、 同表所轄所 セ に 局 改 ン \mathcal{O} び \mathcal{O} 方面 別 ター 項中 め、 課 花 教 支援学校、 (教育政 と 育政策 本部 江 同表警察本 「警察 (防 緑 南 災航空 支所、 \mathcal{O} \mathcal{O} 振 本部 項中 策 課 興 \mathcal{O} 草 課 セ 県 セ 交通指 項中 を除 加 部 「課 ン 立 ン か \mathcal{O} タ 嵐 が タ 課 <_ . 教 $\widehat{}$ 導課」 山 やき特別支援学校及び (交通指 育局 史跡 $\overline{}$ \mathcal{O} 東部 下 \mathcal{O} 教育 12 を \mathcal{O} 項 博 導課を除く。 中 環境管理事 会計 「警察本部会計 都 政策 物 市 館、 課 建 課及 課 設事務所、 \subseteq 県 務所 1 び を \mathcal{O} けや の学 下 課 12

校

及

加

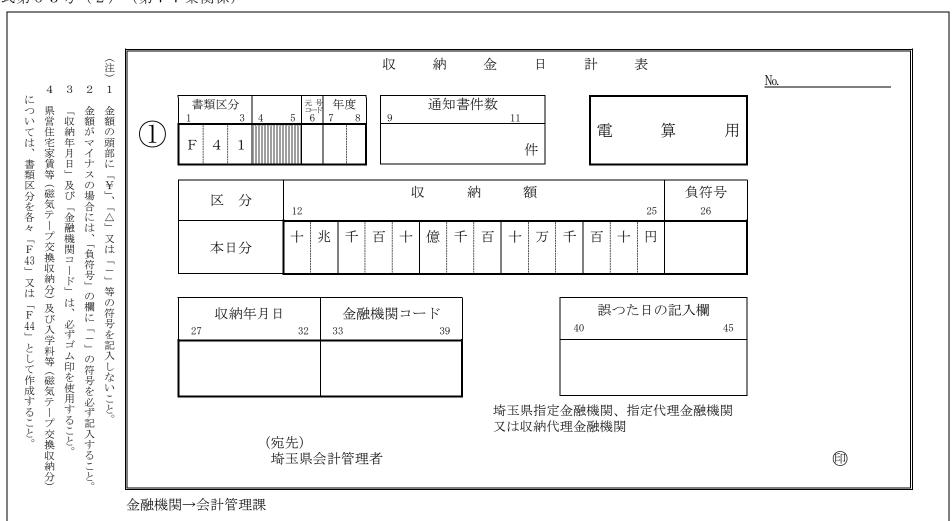
育

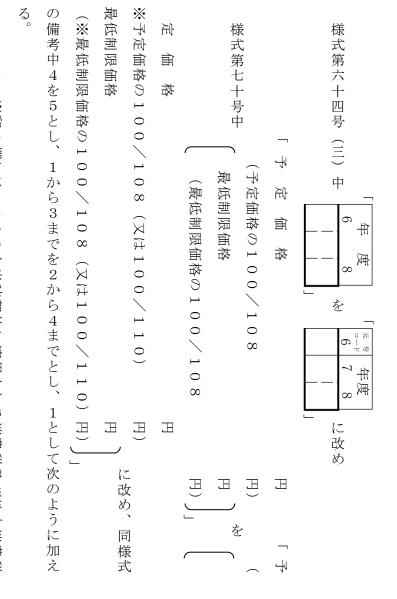
える。 所、 除く。 児童相談所及び草加児童相談所」に改め、 き特別支援学校を除く。) 熊谷児童相談所及び越谷児童相談所の項中「及び越谷児童相談所」を「、)の項中「、営繕・ 及び警察学校並びに次の項から警察署の項までのものを 公園事務所」を削 同表農業大学校の項の次に次のように加 b, 同表南児童相談所、 川越児童相談 越谷

水産研究所 同

様式第四十二号 様式第二十二号 $\overline{}$ $\stackrel{\textstyle \frown}{=}$ 中「平成」を削る。 中 7 4 光 \sqsubseteq を 「宛先」 に、 「氏名」 を「圧名」 に改める。

様式第六十三号(二)を次のように改める。





の税率に相当す 又は最低制限価格の額に ※印の欄に H N 数に 0 1 0 0 乗 R C. 0 账 を加えた数で除して得た割合を、 該契約に適用さ て得た額を記入する れる消費税及び地方消費 1 $^\circ_{\mathsf{C}}$ 予定価格 税

式第百十五号中 「(日本工業規格B列4番) 」を削る。

様 様 式第百二十一号 (日本工業規格 A列4番)」 様式第百二十 を削る。 一号(十三)及び様式第百二十六号

則

中

- 1 0 規則 は、 平 成三十 _ 年 匝 月 日 から施行す る。
- 2 所 要の \mathcal{O} 調整をして使用することが 規 則に よる改 正 前 \mathcal{O} 埼玉 県財務規則に定める様式 できる。 による用紙 は、 当 分 \mathcal{O}